

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和3年12月1日

徳島県知事 殿

徳島県徳島市南末広町5番8-8号
徳島商工会議所
会頭 寺内 カツコ

徳島県名東郡佐那河内村下地中辺71番地1
佐那河内村長 岩城 福治

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：船瀬順也

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の概要・立地

佐那河内村は、徳島市の中心から西南へ約16kmの所に位置し、東経は134度27分20秒、北緯33度59分22秒にあり、面積は42.28km²である。

北部は名西郡神山町、徳島市、西部は名西郡神山町、南部は勝浦郡勝浦町、上勝町、東部は徳島市に接している。

東西9.5km、南北4.5kmの平行四辺形の盆地状で、剣山山脈の東端に位置し、山麓近くには緩やかな傾斜面があり、村の中央を東西に走る丘、中山が南北二溪に分けている。旭ヶ丸(1,019m)に湧水源をもつ園瀬川が東流して、その流域には標高70m付近に小盆地や小平地を形成している。

(気象)

本市は温和な気候に恵まれている。昭和56年から平成22年までの年間平均気温は16.6度で、年間降水量は1,453.8mmである。また徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多い。風は地形の影響で冬季には北西の風、夏季には南東の風が吹きやすい。夏の夕方には夕なぎの現象が起こる。

(1) 地域の災害リスク

(水害)

総体的に山地で平野が少なく限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建築が行われている。また、農業の担い手の減少・高齢化等による畑の荒廃、宅地等の開発によりかつての土地保水力が弱まっており、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生が懸念されている。

(土砂災害)

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」の指定箇所は土砂流、急傾斜、地すべり合わせて244カ所、うち「土砂災害特別警戒区域」は233カ所となっており、土砂災害による被害が懸念されている。

(ため池：ハザードマップ)

当村のハザードマップによると、地震や豪雨により柴野忠雄池、八波田溜が決壊した場合に周辺地域ではそれぞれ0.5m未満の床下浸水が予想されている。

(地震：J-SHIS)

当村は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、J-SHIS(地震ハザードステーション)によると、震度6弱以上の地震が今後67.7%の確率で発生するとされている。

(その他)

佐那河内村は、紀伊水道に流入する黒潮の影響を受けて温暖であり、年間平均は気温16.0℃、降水量2,100mm、湿度72.1%、快晴日数92日、曇り210日、雨天日数57日、雪天日数6日である。

降雪期間は、12月から3月で、降雪はあまり見られないが、毎年7月から9月には台風が襲来することが多く、西南暖地型気象である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数83者
- ・小規模事業者数 68 者

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	28	28	村内各地に点在
製造	6	5	村内各地に点在
運輸	3	2	村内各地に点在
卸売	2	2	村内中心部
小売	19	15	村内中心部
観光・飲食サービス	7	5	村内中心部
サービス	18	11	村内中心部

(平成 28 年経済センサス)

(3) これまでの取組

1) 佐那河内村の取組

- ・公共施設耐震化工事
- ・公共施設の新築・改築時に避難施設として整備
- ・防災行政無線の整備
- ・雨水ポンプ場・村道の整備時に災害軽減工事
- ・地域防災計画の策定
- ・業務継続計画（BCP）の策定
- ・洪水・土砂災害・津波ハザードマップの作成
- ・津波避難計画の作成
- ・災害時初動マニュアルの作成
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・防災訓練の実施
- ・佐那河内村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 徳島商工会議所の取組

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・徳島市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・実施期間中における事業者BCP等策定支援事業者数の目標
徳島商工会議所：計 20 事業者
（令和 4 年度：2 事業者、令和 5 年度：3 事業者、令和 6 年度：4 事業者、令和 7 年度：5 事業者、令和 8 年度：6 事業者）
 - ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※その他
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・徳島商工会議所と佐那河内村の役割分担、体制を構築し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

佐那河内村地域防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・徳島商工会議所では平成 24 年に事業継続計画を作成（別紙参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ大手損保会社 4 社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、佐那河内村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否を行う。

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐那河内村における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・徳島商工会議所と佐那河内村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

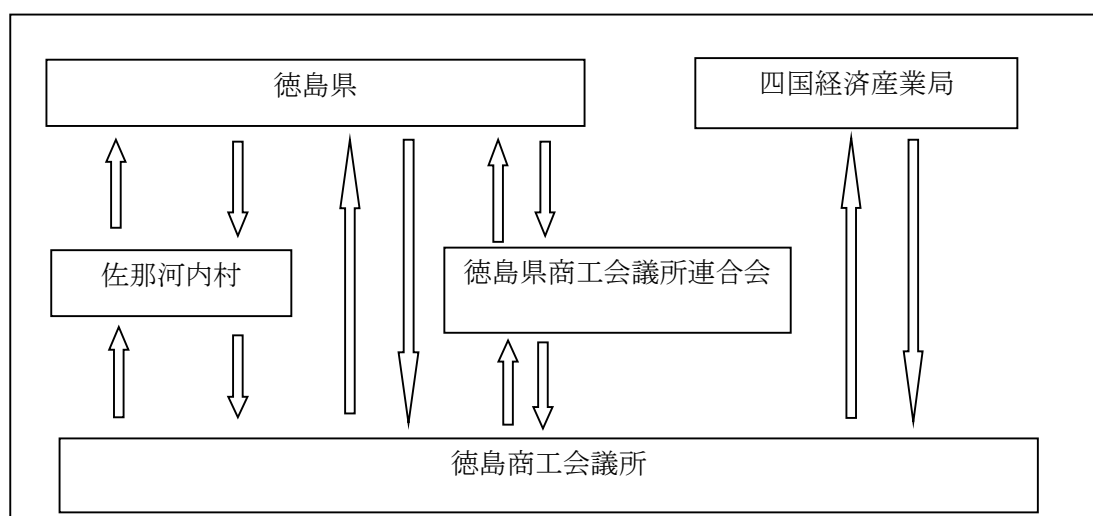
- ・佐那河内村で取りまとめた「佐那河内村新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情

報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当村は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当村が共有した情報を、徳島県の指定する方法にて当所又は当村より徳島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当村が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当村より徳島県へ報告する。

※連絡ルート



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、佐那河内村と相談する（徳島商工会議所は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

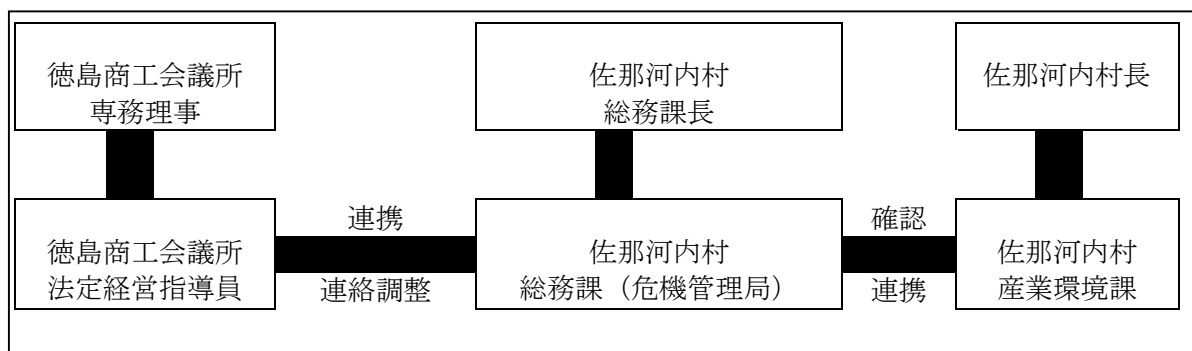
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

徳島商工会議所 船瀬順也(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- ・他の職員のスキルや支援力を高めるため、指導、助言等の実施。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

徳島商工会議所

〒770-8530 徳島県徳島市南末広町5番8-8号

TEL: 088-653-3211/FAX: 088-623-8504

E-mail: tokucci@tokushimacci.or.jp

②関係市町村

佐那河内村産業観光課

〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1

TEL: 088-679-2115/FAX: 088-621-5196

E-mail: sankan@sanagochi.i-tokushima.jp

佐那河内村総務課

〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1

TEL: 088-679-2113/FAX: 088-621-5196

E-mail: somu@sanagochi.i-tokushima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

徳島商工会議所

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

